

# 世界遺産と生政治

## －世界遺産リストの不均衡に関する研究－

World Heritage and Biopolitics

- A Study on the Imbalance of the World Heritage List -

茂島 大悟

OSAJIMA Daigo

### 1. 序

#### (1)研究の背景

世界遺産条約は今では最も成功した国際条約の一つとも言われている。2014年の世界遺産リストの内訳は、文化遺産 779 件、自然遺産 197 件、複合遺産 31 件で合計は 1007 件となっており、毎年順調にその資産の数を世界中に増やしている。だが資産の数が増える一方で、世界遺産リストの地域比の問題は依然解決されないままである。世界遺産リストの地域比の問題は 94 年に「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信用性確保のためのグローバルストラテジー The Global Strategy for a Balanced Representative and Credible World Heritage List(以下 GS)」を採択することで解決が図られた。当時登録過多とされたものは、ヨーロッパの遺産、歴史都市、宗教建築物（特にキリスト教）のような建築で、文化的景観に代表されるような「生きている文化」の登録はほとんどされていなかった。これを受けて GS では、「様々な種類の世界遺産登録を勧めること」と「必要に応じて登録基準を変えること」という二つの勧告が出された<sup>1</sup>。

しかし、GS が採択される直前の 93 年と現在のリストを比較してみると奇妙なことに気が付く。93 年の文化・複合遺産の地域比と現在の地域比を比較してみると、その比率はほとんど変わっていないことがわかる。(表 1)。

表 1 93 年の文化・複合遺産の地域比と現在の地域比

地域比	93年の地域比	14年の地域比
アメリカ	16%	14%
ヨーロッパ	45%	46%
アフリカ	13%	11%
アジア	24%	28%
オセアニア	1%	2%

ところが、GS に全く効果がなかったというわけではない。GS 採択から 2014 年現在まで、新たに加わった

カテゴリーである文化的景観は計 93 件、産業遺産は計 59 件、20 世紀の遺産は計 22 件、これまで世界遺産リストへ「十分に代表されていない締約国」から新たに世界遺産を所有した国は 33 か国あり、GS には一定の成果が表れていることがわかる。したがって、現在の世界遺産条約の履行は GS には全く成果がないと結論付けることはできないが、その成果はまだまだ不十分な状況である、といえる。このような現状にあるにもかかわらず、世界遺産リストの代表性の不均衡について真正面から取り組んだ研究はほとんど行われていない。そのため制度全体から不均衡が生じる原因を考察する必要がある。

#### (2)研究の方法

世界遺産条約と過去の国際的な文化財保護関連の条約・憲章等と比較して特徴的なことは、禁止や命令を働きかける「抑圧的な」条文がほとんど見受けられないことにある。それに対して、世界遺産条約は「顕著な普遍的な価値 Outstanding Universal Value (以下 OUV)」を持つ文化財を世界遺産として新たに「生み出す」こと、危機に晒された世界遺産を危機遺産として新たに「生み出す」こと。そうすることで「禁止」を働きかけずに、遺産の効果的な保護・保全や文化遺産や自然遺産の価値を損なうことなく、かつ効果的な利用を心掛けるように人々に働きかけてゆく。この新たな条約の姿は、文化財の「静的な保護」から「動的な保護」への新たな時代への転換であり、この転換こそが非常に重要である。なぜなら、この転換から権力の形式の変容を垣間見ることが出来るからである。その変容とは「抑圧する」ものから、新たに「生み出す」ものとしての権力の変容である。20 世紀の権力論を代表するミシェル・フーコーはこれまでの君主が行使するような「抑圧的」な権力形式を否定し、「生み出す」ものとしての権力形式を描いている。そこで本論ではフーコーの権力論に手がかりを求め制度を考察していくものとする。

## 2. ミシェル・フーコーの生政治論

### (1) 生権力

まずフーコーの描いた権力の姿というものは、「奪う」ことによって作用するのではなく、人間を「生きたまま」にさせる権力として作用してゆくというものである。そして繁殖、誕生、死亡率、寿命、健康水準といった統計学的知を背景にして、生命を経営・管理し、増大させ、人間を社会の有益性に積極的に貢献させるのである<sup>2</sup>。この生に対する権力は「生権力 bio-pouvoir」と呼ばれる。我々は、「奪う権力」が機能する社会に生きているのではなく、この生権力が機能することで「人口全体」に作用し、人間の生に積極的に介入し、調整し管理してゆく「生政治 (bio-politique)」の社会に生きている。

### (2) 規律

全体に作用する力と同時に、個人に作用するものもある。この権力の誕生は、生権力の誕生よりも早く 17 世紀に形成されていた。この権力は「機械としての身体に中心を定めて」おり、「身体の調教、身体の適性の増大、身体力の強奪、身体の有用性と従順さとの並行的増強、効果的で経済的な管理システムへの身体の組み込み、こういったすべてを保証したのは、規律を特徴づけている権力の手続き、すなわち人間の身体の解剖-政治学<sup>3</sup>」であった。この個人の身体に働きかける権力を「規律・訓練 *disciplinaire* (以下「規律）」といい、これは群れの秩序化を背景に、すなわち都市化により農村から流入する人口増によって生じる不利益を改善するために生じたものである<sup>4</sup>。この「規律」は「規格化」、「監視」そして「試験」という技術を持つ。「規格化」は個人を測定・差異化・分類・同質化することで「客体化」し「正常の規範」をつくりあげ、その規範からはずれた「異常なもの」を排除する<sup>5</sup>。「監視」は永続的な視線を投げかけることで個人を「服従する身体」として構成する<sup>6</sup>。「試験」は上記二つの技術を組み合わせ、各人の固有の個別性においてピンで留め、個人性の身分として確定させ、各人を特色付けて一つの事例に仕立て上げる。そうすることで「客体化および服従強制の方式」として機能する<sup>7</sup>。

### (3) 司牧

最後に「司牧のメカニズム (以下「司牧」)」が挙げられる。これは群れの救済のために善意から自己犠牲的に「全体かつ個別」に働きかける技術である。フーコーによれば司牧者は救済のために個人の行動・内面については把握しなければならず、「告白」という技術

によって個人を個人のアイデンティティに束縛し、「主体化=隷属」してゆく<sup>8</sup>。そして「主体化」された自己は、常に自己の行動が逸脱しないように配慮するようになる。現在では、生徒と教師、医者と患者、警察の取り調べなどにみられる。

### (4) 権力メカニズムの連関関係

これらのメカニズムは単体で駆動するものではなく、それぞれが重層的に機能してゆく<sup>9</sup>。「規律」は個人を規格化・監視、それを象徴する試験によって、「客体」としての個人 (身体) を形成する。「司牧」は、告白によって、個人を個人のアイデンティティに拘束し、「主体」としての個人を形成する。この両メカニズムは一方では、「規律」によって構成された「規格」に適合するように、他者が自己に働きかけ主体化し、教え導く。もう一方では、「規格」にあぶれた者たちを担保するために、「司牧」によってカウンセリングを行い正常化し担保してゆく。こうして客体化され、かつ主体化された個人の全体を「生権力」によって調整し、管理することで、社会の有益性に貢献させる。このようにして、権力メカニズムは連関的に機能しあうのである。

## 3. 世界遺産条約の生政治

### (1) ビオスの奪還としての世界遺産条約

世界遺産条約にこのフーコーの生政治論を援用する際に問題となるのは「人間の生を対象にするか」ということであろう。世界遺産条約 5 条の a をみると<sup>10</sup>、

*締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のため…中略…次のことを行うことに努める。*

*a. 文化遺産及び自然遺産に対し社会生活における役割を与え並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるための一般的な政策をとること。*

とある。これは世界遺産条約の生政治に関する決定的な条項である。条約の目的としては文化遺産及び自然遺産を対象としているが、各締約国は社会生活 (life of community) に役割を与える計画や政策を採用しなければならない。すなわち、世界遺産条約は文化及び自然遺産を直接の対象としつつも、その遺産を介して「人間の生 human life」にも影響を与え、遺産に対する我々の生活のあり方を改善させる技術を有するのである。よって、筆者は世界遺産条約における生政治を次のように定義する。「文化遺産及び自然遺産を認定し、

保護し、将来世代に伝えることで、人間の生活に介入し、遺産に対する社会生活の改善を図ることである。

ところでフーコーの生政治論を発展させたジョルジョ・アガンベンによれば、古代ギリシャにおいて人間の「生」、すなわち「life」という語に相当する語がなかったことを指摘し、二つの語が使用されていたとしている。それらは「ビオス (bios)」と「ゾーエー (zoe)」という<sup>11)</sup>。まずビオスとは「政治的に質を持った生」を指し、ゾーエーとは「生きているという単なる事実」を指す。古代ギリシャや中世の時代の政治が対象としたのは「ビオス」であり、政治とは「生が善く生きることへと変容しなければならない場」であり、「ゾーエー」に相応する「剥き出しの生」は排除されていた。ところが、近代の政治、すなわち生政治の時代になると、それが対象とするものは自然の生としての「身体」や「人口」であり、「ゾーエー」を対象とすることとなった。生政治においては、政治的領域における「ビオス」のなかに「ゾーエー」が包含することになったのである<sup>12)</sup>。

このような文脈に即して世界遺産条約をみると、「ゾーエー」を対象としているとは思えない。なぜなら「遺産に役割を与える機能を与える」ことや「持続可能な開発 sustainable development」は人々の遺産に対する意識を変容させ、その効果的な利用を図る等という点で「善く生きること」への変容を働きかけているからである。ここではむしろ「ビオス」を対象としている。すなわち、世界遺産条約は「文化遺産及び自然遺産を認定し、保護し、将来世代に伝えることで、人間の生に介入し、遺産に対する社会生活の改善を図ること」で、「ゾーエー」が侵入した（文化・自然遺産に対する）政治領域から「ビオス」を奪還することが目指されている。

## (2)世界遺産条約から見る「生権力」「規律」「司牧」

実際に条約の条文や世界遺産条約履行のための作業指針 operational guideline for the implementation of the World Heritage Convention<sup>13)</sup> (以下 OG) が「生権力」「規律」「司牧」のメカニズムを持つかどうか検討すると、それぞれ次のようになる。

①「生権力」…世界遺産条約の履行全体に作用する。主な機能は「基金の使途の決定」「OGの改定」「活動の調整」「戦略の作成」である。例としては「GSの採用」、「持続可能な開発」の採用「戦略目標(現在は5C)」の採用が挙げられる。

②「規律」…個々の世界遺産(危機遺産含む)や登録推薦資産に作用する。主な役割は(a)試験…定められた

登録基準に従って推薦資産を「新規登録」の審査にかけ、登録の可否を判断する。(b)監視…登録資産はリアルタイムモニタリングや定期報告によって世界遺産が正常の状態にあるかチェックする。(c)規格化…異常が見られたものを「危機遺産リスト」へ登録・解除及び登録抹消を行う。また世界遺産リストのテーマ研究を行うことで、戦略へ影響を与える。

③「司牧」…危機遺産、暫定リスト候補資産、暫定リスト、幅広い関係者を対象としている。主な役割は(a)国際的援助…危機遺産や援助が必要な資産を救済すること、(b)キャパシティビルディング(以下 CB)…自国の資産を保護する能力を構築し、暫定リストの作成を行い、自らを「主体化」させる、(c)普及啓発…普及啓発を通じて、世界遺産に対する意識を喚起し、幅広い関係者(国、自治体、個人等)の参加を促す、(d)緊急的登録推薦…危機に晒された世界遺産の登録基準を疑いなく満たすものを登録する。

## (3)世界遺産の権力メカニズムの連関関係

### (i)「生権力⇒規律」の連関関係について

生権力は戦略を規定する機能を持っている。まず生権力により、委員会が世界遺産のOUVについて議論し、登録基準を決定する。「規律」がその基準に基づいて、登録の可否を決定する。また、新規登録調査費用やモニタリング費用の分配も行う。

### (ii)「規律⇒生権力」の連関関係について

「規律」で作成された「世界遺産リスト」「危機遺産リスト」は、「計画ツール」として生権力に作用する。そのツールを参照することで、生権力は条約の履行にとって効果的な戦略を作成し、採用する。したがって、生権力で採用した戦略に基づき登録された資産は、その時期のあるべき世界遺産像を象徴しており、それは時期によって変容する。

### (iii)「生権力⇒司牧」の連関関係について

国際的援助の決定と基金の分配を行う。また、戦略に基づいて暫定リストを作成させるために、戦略と国際的援助を結びつける。そして、それに必要なCBにかかわる費用、教育・広報活動に必要な費用の分配を行う。

### (iv)「司牧⇒生権力」の連関関係について

国際的援助等の結果により、戦略を改定する。そして、暫定リストを「計画ツール」として参照することで戦略に影響を与える。また暫定リストの資産が登録審議にかけられる際、登録推薦の書式の完全性は満たすが戦略に適合せず、かつ登録基準も満たさないが、登録宣告を受ける場合がある、ということである。結

果として登録基準や OG の改定に影響を与え、新カテゴリーとして採用されることがある。

#### (v)「司牧⇒規律」の連関関係について

暫定リストを登録審査にかける。すなわち、主体化されたものを、次は諮問機関の客観的な視点から審査し、資産を「客体化」する。主体化され、客観化されたものは「世界遺産リスト」に記載され、世界中の遺産の一つの「規範」として機能する。

#### (vi)「規律⇒司牧」の連関関係について

リアクティブモニタリングや定期報告によって、正常から異常の状態(危機に晒された状態)になり、「危機遺産リスト」に登録されたものを、国際的援助によって担保する。また、主体化され、客体化され、規範として機能する「世界遺産リスト」と危機の状態にある「危機遺産リスト」の公布を行い、公衆の遺産に対する意識を喚起させる。

#### (4) 仮説

これらのメカニズムからわかることはまず「世界遺産リストに十分に代表されている国」の登録は「規律」にかかわってくるということである。これらの国は、すでに「主体化」されているために、CB を必要とせず、暫定リストを作成し登録審査にかけることが出来る。一方、「世界遺産リストに十分に代表されていない国」は「司牧」にかかわってくる。これらの国は管理体制や法整備が整っていないことが多いため、CB を通じて遺産を保護するための能力の向上を図り、暫定リストを作成しなくてはならない。「十分に代表されている国」は CB を必要としないために、登録に拍車をかけることが出来るが、「十分に代表されていない国」はそれができない。したがってリストの代表性の不均衡は、生権力の調整作用によって「司牧」よりも「規律」により力の配分が多いことに起因するのではないだろうか。そこで本論では次のような仮説を立てる。それは、世界遺産リストの不均衡は「生権力」の調整作用による「規律」と「司牧」への権力メカニズムの分配構造の不均衡による、というものである。その仮説を検証するために、本論では OG の改定によって、「規律」と「司牧」のどちらのメカニズムに傾倒してゆくかを見ていく。そして、OG の履行によって世界遺産リスト、すなわち登録資産の変遷にどのような影響があったかを見ていく。また世界遺産基金の「規律」と「司牧」への分配額にどのような影響があったかを見ていく。そして、それらを時系列的に明らかにし、「生権力」による権力メカニズムの不均衡を特定していくものとする。

#### 4. 第一期 78～93 年 -「最上の最上」遺産の功罪-

第一期では、まず世界遺産の登録に関する議論では、保護一辺倒の登録を阻みたいという委員会の懸念があった<sup>14</sup>。そこで委員会は OUV を持つ資産に限り、登録を勧めるために比較評価を推進し、比較評価の必要性から登録と暫定リストの作成が推進された<sup>15</sup>。すなわち、「司牧(国際的援助)か、規律(OUV)か」という選択において委員会は「規律」を選択したということである。83年にはリストに不均衡が見られるということで、リストの代表性が懸念され、評価の厳格化を促していく<sup>16</sup>。しかし、評価の厳罰化について言及されているものの、「規律」の支出額をみれば最初期においてはほとんど比較評価をするまでもなく価値がわかる「最上の最上」遺産の登録<sup>17</sup>が主であったためにそれほど「規律」には大きな金額は割かれなかった。

また、世界遺産の資産の数と多様性が増加することによってモニタリングの言及がなされ、「規律化」へ傾倒してゆく<sup>18</sup>。また、「歴史都市」や「田園景観」の新カテゴリー採用についての議論の過程では、その資産に限定するだけでなく、その文化的な全体を保護するという視点へ広がった<sup>19</sup>。これらの新カテゴリーとモニタリングの議論が相俟って登録推薦書への資産の法的保護情報の記載が必要となり、「規律化」への傾倒をより強めた。制度について限定すれば世界遺産条約第一期は、「規律化」への過程であるということができるだろう。

問題は「規律化傾向」においてリストの地域比にどのような影響が出るかということである。93年では表1でみたようにリストの地域比は、ヨーロッパ偏重となっている。76年の ICOMOS による世界遺産リストに該当する資産の例<sup>20</sup>を見ると、列挙されている資産の数は全部で65件あり、現在その資産の内48件が世界遺産リストに登録されている。しかしそこでもヨーロッパ偏重であることがわかり、その資産の多くは基準 i (全34件)が適用されて世界遺産リスト登録されている。これは制度の出発点において、そもそもヨーロッパ偏重的な考え方であったことを示しているのと同時に、第一期の登録資産の多くはヨーロッパ偏重の枠組みによって判断された「最上の最上」遺産であることを示している。これが広報のメカニズムと結びつくことで不均衡がさらなる不均衡を呼ぶことに繋がった。結果として、多くの条約の締約国を得ることに成功し、世界遺産基金の増額にも結び付いたが、ヨーロッパ中心の枠組みで制度が進んでしまったために世界遺産リストに不均衡が見られることになった。

## 5. 第二期 94 年～04 年-グローバルストラテジーの矛盾-

第二期では、この不均衡を解決するために世界遺産委員会は GS を採択した。GS の採択に始まり、これまでの「記念物的な考え」から「人類学的アプローチ」を採用することで新カテゴリーの登録が促進された。特に文化的景観はモニタリングの制度の議論と関連しつつ、地域の人の参加と新規登録資産の「法的保護」と「マネジメント」についての義務化に成功した<sup>21</sup>。これはヨーロッパ偏重的な枠組みというわけではなく、伝統的な保護でよいとされており、より柔軟な枠組みに改良されていることがわかる。また、CB についての認識が高まりその役割が期待された<sup>22</sup>。第二期は多様な資産の登録が奨励され「最上の代表」遺産が台頭した。しかし結果として第二期の世界遺産リストのバランスを見てみると、地域比は改善されるどころか悪化した（表 2）。

表 2 第一期と第二期の文化・複合の地域比

地域	93年の地域比	94～04年の地域比
アメリカ	16%	12%
ヨーロッパ	45%	55%
アフリカ	13%	8%
アジア	24%	24%
オセアニア	1%	1%

特に問題なのは、新カテゴリーとして採用された文化的景観、産業遺産、20 世紀の遺産のすべてがヨーロッパ偏重という結果となったことである。これは世界遺産条約の知名度が上がるにつれ、先進国において登録熱が後押ししたこと<sup>23</sup>や GS の採用や奈良文書の OG へ反映されず、また CB の必要性が認識されたのにもかかわらずその OG への規定がなされず、制度の中に落とし込むことができなかったことによる<sup>24</sup>。結果として、制度として「規律」への傾倒だけなされてしまい、さらなる不均衡が生じる結果となってしまった。世界遺産基金から見ても、額自体は増加傾向にあるが 99 年が頂点となり、以下減少しつつある。一方で「規律」は年々微増してゆく。基金の支出は双方の差がじわじわと縮まっており、第三期の 2005 年には双方の差がほとんどなくなるまでに縮まってしまふ。

## 6. 第三期 05 年～14 年-進む司牧化、戦略化-

第三期は、05 年の OG では「戦略目標」、「持続可能な開発」、「GS の採用」、「奈良文書の規定」など様々な

規定が追加されている<sup>25</sup>。また後の OG の改定では文化遺産の登録に関する制限と国際的援助の規定が細くなり司牧的側面が強調されたのと同時に、より戦略的になった。登録資産の変遷を見てみると、GS の採用に則って、ヨーロッパの比率の減少に成功している。しかし、同時にアジア比率が高まった（表 3）。

表 3 第二期と第三期の文化・複合遺産の地域比

地域	94～04年の地域比	05～14年の地域比
アメリカ	12%	13%
ヨーロッパ	55%	30%
アフリカ	8%	13%
アジア	24%	40%
オセアニア	1%	4%

また、比率の高い地域はそれぞれの期間で全て複数件所有している国が多いことがわかった。今後は地域ではなくこれらの国に対して制限がかかる可能性が高い。また、特に登録が過小であった地域であるカリブ海、サハラ以南アフリカ（特に中部アフリカ）、中央アジア、オセアニアは登録はなされているものの、大きな改善はみられなかった。ところが第一期及び第二期と第三期が大きく異なるのは、テーマ別資産や十分に代表されていなかった締約国からの推薦が諮問機関によって情報参照、登録延期と宣告された資産が委員会による会議では、登録宣告を受ける「逆転登録」の事例が大幅に増加している（計 54 件）。これは委員会による戦略が諮問機関の評価を凌ぐという OUV に対する戦略の優位性を示しており、OG と同様に登録に関しても戦略的になっているといえる。

世界遺産基金は「司牧」と「規律」へ支出額が逆転した。この原因は十分に代表されていない国やトランスナショナル・ノミネーションの推薦が多くなったために、新規登録に関わる費用が急激に増加してしまったこと、また登録資産が増加することで、モニタリングに関わる費用が年々増加してしまったことが挙げられる。世界遺産条約の履行がより戦略的になったものの、その分費用が多くかかるようになった。

## 7. 結論

以上のように世界遺産条約の生権力による調整機能によって、その時期によって「規律」と「司牧」への異なる傾倒を示してきたことがわかり、世界遺産リストの不均衡は「規律」への傾倒によってもたらされることが明らかになった。第一期は委員会の「OUV」重視

の方針による「規律」への傾倒で、登録資産の変遷から見た第一期の世界遺産像は「最上の最上」遺産であった。結果として世界遺産リストの不均衡が生じてしまう。第二期ではそのような不均衡を調整してゆくために、GSの採用によって資産が多くのテーマに分岐し、「最上の代表」遺産が台頭した。しかし、これらの多くはヨーロッパに代表されていた。第三期では調整機能が十分に代表されていない国やテーマ別資産の「逆転登録」といった形で「規律」の縮小が図られた。第三期では、「OUV」よりも世界遺産リストの「信頼性」へ重きが置かれており、実践レベルでの不均衡改善に動き出した。ところが、14年には諮問機関が「不登録」の評価を下した資産が委員会の決定によって「登録」宣告を受けた資産（オリーブとワインの土地パレスチナ-南エルサレム、バティールの文化的景観）が生まれた。これは OUV を揺るがしているだけでなく、「信頼性」の価値までも揺るがしているようにも思える。世界遺産条約の履行は、ここにおいて第四期に入りつつあるのかもしれない。それは「OUV」や「信頼性」に価値が置かれているのではない。ここに見える世界遺産としての価値は危機を阻むための「平和のとりで」としての価値であり、「司牧」への傾倒を示している。世界遺産リストの「規律傾倒化」は世界遺産リストの不均衡をもたらしたが、この世界遺産リストの「司牧傾倒化」も大きな問題を孕むであろう。たとえそれらの資産が OUV を持っていなかったとしても、危機に対する「平和のとりで」としての価値が認められれば登録されてしまう。これは価値の主眼を「平和」に置いており、それゆえ批判の声を上げにくいという意味で非常に厄介である。また、それらの資産の「危機」が去ったとき、これらの資産に残る「価値」とは一体何であるのかわからなくなってしまうだろう。

これらのように世界遺産条約の履行はダイナミックで柔軟なメカニズムによって作用してゆくが、その柔軟さゆえに「規律」と「司牧」のどちらにでも傾いてしまう。今後は、世界遺産の価値を「OUV」に置くかぎり「規律傾倒化」と「司牧傾倒化」の双方の傾倒を調整する戦略が求められるであろう。

## 参考文献

- 1) WHC-94/CONF.003/INF.06
- 2) Michel Foucault: La volonté de savoir (Histoire de la sexualité, Volume 1) Éditions Gallimard p.183, 1976、ミシェル・フーコー: 性の歴史 1 知への意思、新潮社、訳 渡辺 守章 p.176、1986

- 3) Ibid、同上
- 4) Michel Foucault: Surveiller et punir, naissance de la prison Éditions Gallimard pp.219-220, 1975、ミシェル・フーコー: 監獄の誕生 - 監視と処罰 -, 新潮社、訳 田村 俣, p.218, 1977
- 5) Ibid, p.185, 同上 p.186
- 6) Ibid, pp.202-203, 同上 p.203
- 7) Ibid, p.193, 同上 p.194
- 8) ミシェル・フーコー: ミシェル・フーコー思考集成VII 知・身体、筑摩書房、監修 蓮、實重彦・渡辺守章 編 小林康夫・石田英敬・松浦寿輝、p.153、2000
- 9) Foucault, op.cit p.192, 1976、フーコー、前掲書、p.184、1986
- 10) ジョルジョ・アガンベン: ホモ・サケル - 主権権力と剥き出しの生 -, 以文社 訳 高桑 和巳、p.8、2007
- 11) 同上 p.11
- 12) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 <http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/013.pdf>
- 13) 2013 年版世界遺産条約履行に関する作業指針 <http://whc.unesco.org/archive/opguide13-en.pdf>
- 14) CC-79/CONF.003/13、32 段落
- 15) 1980 年版世界遺産条約履行に関する作業指針、6 段落.iii <http://whc.unesco.org/archive/opguide80.pdf>
- 16) CC-81/CONF.003/066、12 段落
- 17) WHC-05/29.COM/INF.9B、p.3
- 18) SC.85/CONF.008/09、14 段落
- 19) SC-87/CONF.005/INF.4
- 20) Jukka Jokilehto(ed.): The World Heritage List What is OUV? Berlin: Verlag, ANEX1、2008
- 21) WHC-93/CONF.002/INF.4 ANNEX p.2
- 22) WHC-01/CONF.208/14 pp.2 - 4
- 23) Laurent Levi-strauss : Cultural diversity, conflict and pluralism, p.162、2000
- 24) Sophia Labadi : UNESCO, Cultural Heritage, and Outstanding Universal Value, Altamira Pr、p.48、2012
- 25) 2005 年版 世界遺産条約履行に関する作業指針  
英文 <http://whc.unesco.org/archive/opguide05-en.pdf>  
日本語文 [http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h\\_13.html](http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h_13.html)